

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程

改正前	改正後
<p>第1条～第3条第5項 (略)</p> <p>6 この規程において「給付対象企業」とは、給付金の給付を受けようとする者（日本国内で本店の法人登記を行っている者に限る。）で、第5条の給付申請時の資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人である事業者、又はその他機構が適当と認める者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、除くものとする。</p> <p>一 機構人材リスト登録者が雇用契約等を締結している又は締結していた大企業の親会社、子会社又は関連会社。</p> <p>二 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第25項第1号及び第2号に規定する法人。</p> <p>第3条第6項第三号～第3条第17項第一号 (略)</p> <p>二 金融機関等の子会社であって、有料職業紹介事業の許可を受けている者。</p>	<p>第1条～第3条第5項 (略)</p> <p>6 この規程において「給付対象企業」とは、給付金の給付を受けようとする者（日本国内で本店の法人登記を行っている者に限る。）で、第5条の給付申請時の資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人である事業者、又はその他機構が適当と認める者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、除くものとする。</p> <p>一 機構人材リスト登録者が雇用契約等を締結している又は締結していた大企業の親会社、子会社又は関連会社。</p> <p>二 発行済株式の総数若しくは出資の総額の二分の一以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数若しくは出資の総額の三分の二以上が大企業の所有に属している法人。</p> <p>第3条第6項第三号～第3条第17項第一号 (略)</p> <p>二 金融機関等の子会社(銀行法(昭和56年法律第59号)第16条の2に規定する子会社をいう。銀行法を準用する場合を含む。)であって、有料職業紹介事業の許可を受けている者。</p>

第3条第17項第三号～第4条第1項第一号 (略)

二 令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者（当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から2年が経過しない者。

第4条第2項～第5条第2項 (略)

3 第1項の申請は、令和3年9月1日から令和5年3月31日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。

(新設)

(新設)

第3条第17項第三号～第4条第1項第一号 (略)

二 令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間のいずれかの日まで大企業との間で雇用契約等を締結していた者（当該雇用契約等を締結していた者と同様である者として機構が特に認めた者を含む。）で、かつ、登録時において当該雇用契約等が終了した日から2年が経過しない者。

第4条第2項～第5条第2項 (略)

3 第1項の申請は、令和3年9月1日から令和6年1月31日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までの間に行うこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、令和6年1月1日から同年1月31日までの間に申請を行うものとする。

一 第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和6年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に締結したとき

二 第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和6年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に締結したとき

(新設)

第6条～第13条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。

第13条第三号～第14条第1項 (略)

(新設)

第15条～第19条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年

三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と令和6年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に締結したとき

第6条～第13条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。

第13条第三号～第14条第1項 (略)

2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類の写しは、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。

第15条～第19条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3

2月25日から令和5年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。

第19条第三号～第20条第1項 (略)

(新設)

第21条～第25条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。

第25条第三号～第31条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和5年3月31日までの間に outwarder の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の outwarder 契約を締結すること。

年2月25日から令和6年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。

第19条第三号～第20条第1項 (略)

2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。

第21条～第25条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。

第25条第三号～第31条第一号 (略)

二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和6年1月31日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に outwarder の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の outwarder 契約を締結すること。

第 3 1 条第三号～第 3 2 条第 1 項 (略)

(新設)

第 3 3 条～第 3 7 条 (略)

以下 (略)

(附則) (略)

第 3 1 条第三号～第 3 2 条第 1 項 (略)

2 第 5 条第 3 項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第 4 号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。

第 3 3 条～第 3 7 条 (略)

以下 (略)

(附則) (略)

(附則) この規程の改正は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。